

議提第1号

北本市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

会議規則第14条の規定により、北本市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和2年3月27日 提出

| | | | | | |
|-----|---------|---|---|----|---|
| 提出者 | 北本市議会議員 | 黒 | 澤 | 健 | 一 |
| 賛成者 | 北本市議会議員 | 湯 | 沢 | 美 | 恵 |
| 賛成者 | 北本市議会議員 | 今 | 関 | 公 | 美 |
| 賛成者 | 北本市議会議員 | 大 | 嶋 | 達 | 巳 |
| 賛成者 | 北本市議会議員 | 工 | 藤 | 日出 | 夫 |
| 賛成者 | 北本市議会議員 | 岸 | | 昭 | 二 |

北本市議会議長 滝瀬光一様

北本市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

北本市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和44年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「429,000円」を「433,000円」に、同条第2号中「369,000円」を「373,000円」に、同条第3号及び第4号中「359,000円」を「362,000円」に、同条第5号中「352,000円」を「355,000円」に改める。

第6条第1項中「議会広報委員会」を「議会広報広聴委員会」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第6条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。